



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年11月16日火曜日 第2219号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定..... 875
 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更..... 876
 指定障害福祉サービス事業の廃止..... 876
 指定障害者支援施設の指定..... 876
 指定障害者支援施設の指定の辞退..... 877
 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等..... 877
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 877
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 877

基本測量の実施の通知..... 878
 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧..... 878
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 878
 建設業者の許可の取消し..... 878
 開発行為に関する工事の完了..... 878
 道路の供用開始（県道嵐田之浜岩松線）..... 879

公 告

土地（建付地）の売払い..... 879

告 示

○愛媛県告示第1273号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
 平成22年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指 定 日 年 月 日 |
|------------|-------------------|--------------------|--------|---------------|---------------------|-------------------------------|-----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3810101653 | 株式会社いぶき | 松山市水尻町22-72 | 田村太志 | 就労継続支援A型 | いぶき事業所 | 松山市水尻町22-72 | 平成22年 9月20日 |
| 3810101505 | 特定非営利活動法人さなえ | 松山市一番町1丁目14番地7 | 小川純人 | 就労継続支援B型 | さなえファーム一番町 | 松山市一番町1丁目9-15 | 平成22年 10月1日 |
| 3810101661 | NPO法人どんまい | 松山市本町6丁目11番地8 | 谷本圭吾 | 就労継続支援B型 | どんまいクラブ | 松山市本町6丁目11番地8 どんまい本町センター1F | 平成22年 10月1日 |
| 3810101679 | 株式会社ケアジャパン | 松山市中央一丁目17番35号 | 木下真介 | 居宅介護 | ヘルパーステーションハッピー愛媛 | 松山市中央一丁目17番35号 | 平成22年 10月1日 |
| 3810101679 | 株式会社ケアジャパン | 松山市中央一丁目17番35号 | 木下真介 | 重度訪問介護 | ヘルパーステーションハッピー愛媛 | 松山市中央一丁目17番35号 | 平成22年 10月1日 |
| 3810101679 | 株式会社ケアジャパン | 松山市中央一丁目17番35号 | 木下真介 | 行動援護 | ヘルパーステーションハッピー愛媛 | 松山市中央一丁目17番35号 | 平成22年 10月1日 |
| 3810400188 | 医療法人青峰会 | 八幡浜市五反田1番耕地1046番地1 | 上村神一郎 | 就労移行支援 | 多機能型事業所 K O H O L A | 八幡浜市五反田1番耕地76番地3 | 平成22年 10月1日 |
| 3810400188 | 医療法人青峰会 | 八幡浜市五反田1番耕地1046番地1 | 上村神一郎 | 就労継続支援A型 | 多機能型事業所 K O H O L A | 八幡浜市五反田1番耕地76番地3 | 平成22年 10月1日 |
| 3810400188 | 医療法人青峰会 | 八幡浜市五反田1番耕地1046番地1 | 上村神一郎 | 就労継続支援B型 | 多機能型事業所 K O H O L A | 西予市宇和町卯之町5丁目234番地 | 平成22年 10月1日 |
| 3811400211 | 特定非営利活動法人八一モ二一きらら | 西予市宇和町卯之町4丁目239番地 | 柴田徳子 | 就労継続支援B型 | 就労継続支援B型事業所 虹 | 西予市宇和町明石1874 | 平成22年 10月1日 |
| 3820200362 | 社会福祉法人来鳥会 | 今治市北宝来町二丁目2番地12 | 越智一博 | 共同生活介護 | カラコリーナ | 今治市唐子台東三丁目7番地2 | 平成22年 10月1日 |
| 3821300229 | 社会福祉法人光と風 | 四国中央市中之庄町461番地 | 出水武美 | 共同生活援助 | グループホーム さつき | 四国中央市土居町入野852-2 | 平成22年 10月1日 |
| 3810500235 | 株式会社正枝 | 新居浜市庄内町六丁目6番12号 | 前田正枝 | 行動援護 | 居宅介護事業所 小鳥のゆめ | 新居浜市庄内町六丁目6番12号 | 平成22年 10月5日 |
| 3813510058 | 合同会社ひだまり | 伊予郡砥部町高尾田154番地 | 白形亜希 | 居宅介護 | ひだまり介護ステーション | 伊予郡砥部町高尾田154番地 | 平成22年 10月16日 |
| 3813510058 | 合同会社ひだまり | 伊予郡砥部町高尾田154番地 | 白形亜希 | 重度訪問介護 | ひだまり介護ステーション | 伊予郡砥部町高尾田154番地 | 平成22年 10月16日 |

| | | | | | | | |
|------------|-------------------------------|-----------------|------|----------|------------------|-----------------|-------------|
| 3810200372 | 特定非営利活動法人コミュニケーションハンディキャップ研究会 | 今治市北高下町一丁目5番20号 | 明智美香 | 児童デイサービス | 児童デイサービス ぷれ・しゅーれ | 今治市北高下町一丁目5番20号 | 平成22年10月22日 |
|------------|-------------------------------|-----------------|------|----------|------------------|-----------------|-------------|

○愛媛県告示第1274号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 | | | 届出年月日 |
|------------|----------------------|--------------------|--------|---------------|-------------------|--------------------|------------------------|-------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名称 | 所在地 | | |
| | | | | | | 変更前 | 変更後 | |
| 3810101331 | 特定非営利活動法人グループホームしいのみ | 松山市緑町一丁目7番地15 | 村上康彦 | 居宅介護 | 指定訪問介護事業所 一歩 | 松山市山越二丁目11番35号 | 松山市平和通一丁目3-11 サンハイツ平和通 | 平成22年9月11日 |
| 3810101331 | 特定非営利活動法人グループホームしいのみ | 松山市緑町一丁目7番地15 | 村上康彦 | 重度訪問介護 | 指定訪問介護事業所 一歩 | 松山市山越二丁目11番35号 | 松山市平和通一丁目3-11 サンハイツ平和通 | 平成22年9月11日 |
| 3811300015 | 医療法人明生会 | 四国中央市金生町下分1249番地の1 | 長谷川 一朗 | 居宅介護 | 指定訪問介護事業所「ひまわり」 | 四国中央市金生町下分1243番地の1 | 四国中央市金生町下分1330番地 | 平成22年10月1日 |
| 3811300015 | 医療法人明生会 | 四国中央市金生町下分1249番地の1 | 長谷川 一朗 | 重度訪問介護 | 指定訪問介護事業所「ひまわり」 | 四国中央市金生町下分1243番地の1 | 四国中央市金生町下分1330番地 | 平成22年10月1日 |
| 3810500185 | 生活協同組合コープえひめ | 松山市朝生田町3丁目1-12 | 大川 耕三 | 居宅介護 | コープえひめ訪問介護事業所 新居浜 | 新居浜市久保田町2丁目4番28号 | 新居浜市東田2-1527 | 平成22年10月11日 |
| 3810500185 | 生活協同組合コープえひめ | 松山市朝生田町3丁目1-12 | 大川 耕三 | 重度訪問介護 | コープえひめ訪問介護事業所 新居浜 | 新居浜市久保田町2丁目4番28号 | 新居浜市東田2-1527 | 平成22年10月11日 |

○愛媛県告示第1275号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 | | 届出年月日 |
|------------|---------------|---------------|--------|---------------|--------------------|--------------|------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名称 | 所在地 | |
| 3810100432 | 社会福祉法人親和園 | 松山市中野町甲589番地 | 五島 昌明 | 生活介護 | デイサービスアイル | 松山市中野町甲589番地 | 平成22年9月30日 |
| 3810100580 | 社会福祉法人福角会 | 松山市福角町甲1829番地 | 芳野 道子 | 重度障害者等包括支援 | 福角会ホームヘルプサービス事業所 | 松山市権現町甲141番地 | 平成22年9月30日 |

○愛媛県告示第1276号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害者支援施設の設置者 | | | 施設障害福祉サービスの種類 | 指定障害者支援施設 | | | 指定年月日 |
|------------|---------------|--------------|--------|---------------|-----------|--------------|------|------------|
| | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名称 | 設置の場所 | 入所定員 | |
| 3810100440 | 社会福祉法人親和園 | 松山市中野町甲589番地 | 五島 昌明 | 生活介護 | アイル | 松山市中野町甲589番地 | 80 | 平成22年10月1日 |
| 3810100440 | 社会福祉法人親和園 | 松山市中野町甲589番地 | 五島 昌明 | 施設入所支援 | アイル | 松山市中野町甲589番地 | 50 | 平成22年10月1日 |

○愛媛県告示第1277号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 事業者番号 | 指定障害者支援施設の設置者 | | | 施設障害福祉サービスの種類 | 辞退に係る指定障害者支援施設 | | 辞 退 日 年 月 日 |
|------------|---------------|--------------|---------|---------------|----------------|--------------|----------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 設置の場所 | |
| 3810100440 | 社会福祉法人親和園 | 松山市中野町甲589番地 | 五 島 昌 明 | 身体障害者療護施設支援 | アイル | 松山市中野町甲589番地 | 平成22年9月30日 |

○愛媛県告示第1278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更する年月日 | 届 出 日 年 月 日 |
|------------|--------------------|-------------------------|--------------------|--------------------|-----------|----------------|
| Aコープのむら | 西予市野村町野村12号634番地1外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 | 午前9時 | 午前8時 | 平成23年2月1日 | 平成22年11月4日 |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 | 午後7時 | 午後9時 | | |
| | | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から午後7時30分まで | 午前7時30分から午後9時30分まで | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、南宇和郡愛南町御荘菊川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・菊川地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年11月17日から平成22年12月15日まで

3 縦覧場所

愛南町役場御荘支所

○愛媛県告示第1280号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年11月16日から11月29日まで

○愛媛県告示第1281号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業期間 平成22年12月13日から
平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 西条市、砥部町、内子町

○愛媛県告示第1282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づ

き、八幡浜都市計画市場の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1284号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 | 商 号 又 は 名 称 | 代 表 者 氏 名 | 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 | 取 消 年 月 日 | 取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類 | 取 消 し の 原 因 とな った 事 実 |
|--------------------|-----------------|-------------------|-----------|------------------------|-----------------|--|-----------------------|
| (般 - 18) 第13403号 | 平成18年 5月28日 | (有) 今 井 住 宅 機 器 | 今 井 隆 寛 | 松 山 市 鷹 子 町 448 - 1 | 平成22年 9月24日 | 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 18) 第16092号 | 平成19年 3月27日 | 中 村 電 設 | 中 村 忠 義 | 松 山 市 石 風 呂 町 3 - 57 | 平成22年 10月19日 | 電気工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 22) 第3144号 | 平成22年 4月26日 | (株) 大 門 工 業 | 大 門 勝 | 松 山 市 来 住 町 311 | 平成22年 10月20日 | 消防施設工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (特 - 21) 第9434号 | 平成22年 2月5日 | (株) ナ ガ ノ | 長 野 好 真 | 松 山 市 安 城 寺 町 1091 - 2 | 平成22年 10月22日 | 建築工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 板金工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (特 - 19) 第1628号 | 平成19年 9月28日 | 愛 媛 土 建 (株) | 菅 野 利 夫 | 松 山 市 真 砂 町 7 - 4 | 平成22年 10月22日 | 土木工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (特 - 18) 第914号 | 平成18年 6月20日 | (株) 田 中 建 設 | 田 中 茂 宏 | 松 山 市 祇 園 町 13 - 6 | 平成22年 10月25日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 18) 第8045号 | 平成18年 12月22日 | 葛 原 組 | 葛 原 強 | 松 山 市 御 幸 2 - 2 - 2 | 平成22年 10月25日 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第1285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年11月16日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| 検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------------|--|------------------------------------|
| 22中局建（開）第42号 平成22年11月9日 | 伊予郡松前町大字恵久美字弓領369番2 | 今治市恵美須町1丁目4番地3 清 家 徳 之 |

○愛媛県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|---|-------------|
| 県 道 | 嵐田之浜岩松線 | 宇和島市津島町近家甲1607番219から 同町近家甲1607番223まで | 平成22年11月16日 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年11月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

| 土 地 | | | 建 物 | | | 予 定 価 格 |
|--------------|-----|---------|-----|-----------------------|--------|-------------|
| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 | 種 類 | 構 造 | 床 面 積 | |
| 松山市三番町六丁目7番7 | 宅 地 | 185.47㎡ | 居 宅 | コンクリートブロック造 陸屋根2階建 | 81.61㎡ | 40,000,000円 |

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成22年11月16日（火）から12月22日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年12月22日（水）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年12月3日(金)午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成23年1月18日(火)午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。